

## 昭和病院企業団規約の一部を変更する規約

昭和病院企業団規約（平成26年6月12日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「、武蔵村山市」を削る。

第6条第2項中「16人」を「14人」に改める。

### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。